証券コード　6553
2022年３月14日

株　主　各　位

東京都文京区後楽一丁目４番14号
ソウルドアウト株式会社
代表取締役会長　荻　原　　猛

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えただきますようお願い申し上げます。
　なお、議決権の行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2022年３月29日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

［書面による議決権行使の場合］
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記期日までに到着するようご返送ください。

［インターネットによる議決権行使の場合］
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://www.net-vote.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記期日までにご入力ください。なお、インターネットによる議決権行使に際しては、４頁記載の「インターネットによる議決権行使方法について」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2022年３月30日（水曜日）
開始時間　午前10時（受付開始時間　午前９時30分）

2．場　　所　東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地　御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター１階　RoomC
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項
報告事項　1．第13期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第13期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

新型コロナウイルス感染症対策について

株主総会への出席をご検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の新型コロナウイルス感染症の状況やご自身のご体調を十分にお確かめのうえ、マスク着用などのご配慮をいただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。ご高齢者の方や基礎疾患がある方、妊娠中の方におかれましては、見合わせることもご検討ください。

また、感染予防の措置として株主様のお席の間隔を広く取るため、十分な座席が確保できない可能性がございます。満席となった場合、入場をお断りすることになりますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社のウェブサイト（http://www2.sold-out.co.jp/ir/meeting/）に掲載しております。

①事業報告の「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www2.sold-out.co.jp/ir/meeting/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

1 書面（郵送）で議決権を行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、
お早めにご投函ください。

行使期限	2022年３月29日（火曜日）午後６時

2 インターネットで議決権を行使いただく場合



パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
スマートフォンをご利用の場合は、ＱＲコードにより直接議決権の行使が可能です。

行使期限	2022年３月29日（火曜日）午後６時

詳細は、
次ページを
ご参照ください。

3 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時	2022年３月30日（水曜日）午前10時
開催場所	東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地 御茶ノ水ソラシティカンファレンスセンター１階　RoomC

議決権の重複行使の取り扱い	
	1 書面(郵送)とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 2 インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。
※株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用いただけない場合があります。
※ＱＲコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使方法について

スマートフォンからの場合

1 議決権行使書用紙右下に記載のＱＲコードを読み取ることで、簡単に議決権行使ができます。

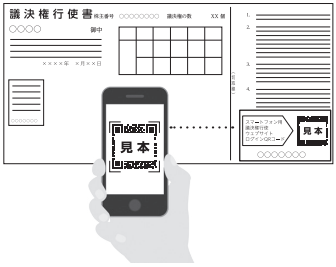

2

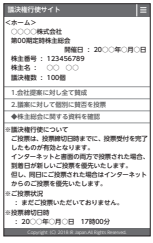

以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインＩＤ」「パスワード」を入力いただきログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

パソコンからの場合

1 議決権行使ウェブサイト

https://www.net-vote.com/

にアクセスしてください。

2 トップ画面



3 ログイン画面

議決権行使書用紙に記載のログインＩＤ、パスワードをご入力し、「ログイン」を選択してください。

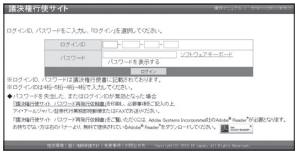

※携帯電話ではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ
株式会社アイ・アール ジャパン
証券代行業務部

●電話（専用ダイヤル）
0120-975-960（通話料無料）
〔受付時間〕午前９時 ～ 午後５時（土・日・祝日を除く）

※議決権行使書用紙に記載されているログインＩＤは、本株主総会に限り有効です。

※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。

※パスワードの再発行をご希望の場合は、上記専用ダイヤルまでご連絡ください。

（提供書面）

事　業　報　告

（2021年 1月 1日から
2021年12月31日まで）

1．企業集団の現況

⑴ 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和され、持ち直しの動きが見られましたが、足元では変異種であるオミクロン株による感染が急速に拡大しており、依然として予断を許さない状況となっております。

当社グループの事業分野である広告業界においては、2020年の日本の総広告費（注）が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前年比88.8%の６兆1,594億円と９年ぶりのマイナス成長となりました。その中で、当社グループが手がけるインターネット広告市場においては、生活様式の変化によるデジタルトランスフォーメーションの加速や巣ごもり需要を取り込み、前年比105.6%の１兆7,567億円の市場規模となりました。しかしながら、繰り返される感染者増加による悪影響を受ける可能性があり、今後も新型コロナウイルス感染症の動向が経済に与える影響に、十分注視する必要があります。

このような状況下において、当社の当連結会計年度の連結業績は下表のとおりとなりました。

（単位：百万円）

	2020年12月期（累計）	2021年12月期（累計）	増減額	増減率（%）
売上高	20,447	22,347	1,899	9.3
営業利益	381	348	△33	△8.7
経常利益	402	355	△47	△11.7
親会社株主に帰属する当期純利益	174	127	△46	△26.5

また、当社グループは、市場環境が大きくかつ急速に変化する中、迅速に意思決定を行い、中長期での事業拡大を進める体制を構築するため、2021年４月１日よりカンパニー制を導入しております。今後収益の柱となるビジネスの種別・状況毎に、「マーケティングカンパニー」「ソフトウエアカンパニー」「メディアカンパニー」「DXカンパニー」の４つのカンパニーを設置しました。これに伴い、第２四半期連結会計期間より、従来の「ネットビジネス支援事業」の単一セグメントから、各カンパニーを基礎とした報告セグメント（「マーケティング事業」「ソフトウエア事業」の２つの報告セグメントと、「その他」の３区分）に変更しております。各セグメント及びその事業内容については下表のとおりであります。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

＜セグメント区分について＞

セグメント名	所属カンパニー （所属法人）	詳細
マーケティング事業	マーケティングカンパニー （ソウルドアウト株式会社）	デジタルマーケティングサービス (インターネット広告、データマーケティング・コンサルティング)
ソフトウエア事業	ソフトウエアカンパニー （SO Technologies株式会社）	ATOM、ライクル、AG-Boostを中心とした、ソフトウエアサービスの開発・販売
その他	メディアカンパニー （メディアエンジン株式会社）	コンテンツマーケティングによる集客及び収益化支援
	DXカンパニー （アンドデジタル株式会社）	データ可視化によるDXコンサルティング支援、クラウドサービスのインテグレーション、DX人材の人材派遣・育成サービス

セグメント別の経営成績は、以下のとおりであります。

＜セグメント別業績＞　　（単位：百万円）

		2020年12月期（累計）	2021年12月期（累計）	増減額	増減率（%）
マーケティング事業	売上高	19,044	20,368	1,323	6.9
	売上総利益	2,792	2,771	△20	△0.7
	営業利益	1,287	1,063	△223	△17.3
ソフトウエア事業	売上高	1,340	1,798	458	34.2
	売上総利益	811	998	186	23.0
	営業利益	208	218	9	4.7
その他	売上高	492	874	381	77.5
	売上総利益	320	721	400	125.1
	営業利益	△104	△12	92	－
調整額※	売上高	△429	△694	△264	－
	売上総利益	△111	△159	△48	－
	営業利益	△1,009	△921	88	－
合計	売上高	20,447	22,347	1,899	9.3
	売上総利益	3,813	4,331	517	13.6
	営業利益	381	348	△33	△8.7

※調整額は、セグメント間取引及び報告セグメントに帰属しない全社費用です。

＜マーケティング事業＞

当社の主力事業であるデジタルマーケティング事業は、検索連動型広告を主とした運用型広告を中心にサービスを提供し、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下においても売上高は回復傾向にあり、増加いたしました。一方、売上総利益においては利益率の高い自社商材及び高付加価値商材の提供を強化いたしましたが、メディアからのインセンティブ獲得が減少し、前年比で減少いたしました。

また、カンパニー制導入の影響による人員減を補う業務効率化施策の導入費等により、販売費及び一般管理費が増加し、営業利益が減少いたしました。

＜ソフトウエア事業＞

第１四半期の顧客の年度末需要及び第４四半期の年末需要の取り込みにより、「AG-Boost（運用型広告を中心とした自社開発ツールと人的支援のオールインワンサービス)」が大幅に伸長し、業績に大きく貢献いたしました。更には新規顧客獲得が好調に推移した「ライクルGMB（Googleマイビジネスの簡易的な登録と集客を支援するサービス)」も着実に成長し、売上高及び売上総利益は好調に推移いたしました。営業利益においては、エンジニアを中心とした中途入社者等により販売費及び一般管理費が増加し、微増に留まりました。

＜その他＞

メディアカンパニーにおいては、メディアのマネタイズ支援サービスが継続して伸長し、業績を牽引いたしました。同サービスは新規事業として投資を継続しておりますが、その成果が順調に拡大しております。

DXカンパニーにおいては、グループ内組織再編による事業の承継やアンドデジタル株式会社への社名変更等を行い、2021年７月１日以降の新たな組織による営業を開始し、事業基盤の整備に注力いたしました。

（注）出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は442百万円であります。主に、ソフトウエア事業におけるデジタルマーケティングツールの開発に係るものであります。

また、当連結会計年度において実施した重要な設備の除却につきましては、ソフトウエア事業において、ライクルＬ（LINE公式アカウントを活用した集客を支援するサービス）のサービス停止に伴い、それに関連する資産を除却しました。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として金融機関より1,000百万円の借入による調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (当連結会計年度) (2021年12月期)
売　上　高 (千円)	16,808,769	19,702,151	20,447,631	22,347,153
経　常　利　益 (千円)	953,157	699,386	402,634	355,345
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	635,902	375,381	174,211	127,985
1株当たり当期純利益 (円)	64.59	36.05	16.65	12.15
総　資　産 (千円)	5,686,995	6,152,209	6,747,447	7,761,805
純　資　産 (千円)	2,745,245	3,011,838	2,964,624	3,221,066
1株当たり純資産額 (円)	260.32	286.55	283.18	301.72

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (2018年12月期)	第 11 期 (2019年12月期)	第 12 期 (2020年12月期)	第 13 期 (当事業年度) (2021年12月期)
売　上　高 (千円)	15,947,765	18,679,798	19,117,146	20,409,703
経　常　利　益 (千円)	729,626	395,469	274,399	118,615
当期純利益 (千円)	515,241	167,021	82,807	40,564
1株当たり当期純利益 (円)	52.33	16.04	7.91	3.85
総　資　産 (千円)	5,219,864	5,440,121	5,907,220	6,752,534
純　資　産 (千円)	2,379,396	2,493,787	2,369,434	2,502,557
1株当たり純資産額 (円)	230.97	238.39	226.33	235.42

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社デジタルホールディングス	8,212,254千円	55.9%	役員の兼任 出向者の派遣

(注) 当社は、親会社である株式会社デジタルホールディングスとの取引を行う際は、独立当事者間取引として公正な条件により行うことを方針としており、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
SO Technologies株式会社 (注) 1	45,000千円	100.0%	システム開発及び広告販売代理・運用代行
アンドデジタル株式会社 (注) 1、2	100,000千円	100.0%	DXコンサルティング及び人材派遣・教育支援
メディアエンジン株式会社	1,000千円	70.0%	コンテンツマーケティング及びインターネットメディア運営等のメディア支援

(注) 1．特定子会社に該当しております。
2．アンドデジタル株式会社は、2021年7月1日付で株式会社グロウスギアより商号を変更しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループにおきましては、以下の点を主な経営課題と認識しております。

① 経営方針

当社グループは、「中小・ベンチャー企業が咲き誇る国へ。」というミッションステートメントのもと、志ある地方及び中堅・中小企業が抱えている課題を解決するために、各種サービスの支援を通じて、事業を展開してまいります。具体的には、

・デジタルマーケティング（インターネット広告販売代理等）
・データ可視化によるDX（デジタルトランスフォーメーション）コンサルティング
・マーケティングを中心としたソフトウエアの開発・販売
・コンテンツマーケティングによる集客及び収益化支援

等のサービスとなり、当社株主はもとより、消費者、地域社会など様々なステークホルダーの利益の最大化に貢献することを経営方針としております。

② 目標とする経営指標

当社グループの重視する経営指標は、売上総利益となります。従来、売上高及び営業利益の２つを重要な経営指標としておりましたが、引き続きデジタルマーケティング支援サービスを大きく伸長させていくのに加え、売上総利益率の異なる他の事業も急速に伸長が見込まれることから、当社の成長を正しく捉えていくために、売上総利益を経営指標として採用することにしております。中期においては、地方及び中堅・中小企業領域におけるインターネット広告費の伸び率をベンチマークとしつつ、中小・ベンチャー向けデジタル支援総合企業として、同領域においてトップ企業の地位を確立することを目標としております。

③ 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

当社グループの事業の柱である、デジタルマーケティング支援サービスにおける外部環境を見ると、2020年の日本の総広告費（注）が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、前年比88.8％の６兆1,594億円と９年ぶりのマイナス成長となる中、当社グループが手がけるインターネット広告市場においては、生活様式の変化によるデジタルトランスフォーメーションの加速や巣ごもり需要を取り込み、前年比105.6%の１兆7,567億円の市場規模となっています。

しかしながら、足元では、インターネット広告市場も、新型コロナウイルス感染症の度重なる流行拡大による悪影響を受けております。感染拡大の防止による経済活動の制限と再開を繰り返しながらも緩やかな回復状況となっております。

当社グループは、主要事業であるデジタルマーケティング支援サービスを中心に、市場規模の伸び率を上回る成長を図ってまいります。また、デジタルマーケティング支援サービス以外の当社が手がける事業においては、それを上回る成長が期待されることから、幅広くニーズを取り込み、志ある地方及び中堅・中小企業を総合的に支援できる体制を備えた企業体となってまいります。

④ 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループは、上述の経営方針を実現するための経営戦略を遂行し、売上総利益を主な財務上の指標とします。この指標を向上させるためには、デジタルマーケティング支援サービスにおいては、顧客数及び顧客当たり取引高だけでなく、サービス提供のための効率性及び生産性を向上させること、他の事業においては、当面の間、事業規模を拡大していくことが事業上の重要な課題であると認識しております。

また、このような課題の解決に向けた、①適切で機動的な意思決定、②人材の獲得、戦力化及び組織力の強化、③メディア及びアライアンスパートナーとの提携関係の強化、④広告出稿に伴う各種規制へのコンプライアンス施策の徹底、⑤社内生産性・効率性の向上のためのシステム投資、⑥安全なサービス提供のための情報セキュリティ体制の更なる整備等が主な事業上の課題と認識しております。

さらに、財務基盤の安定性を維持しながら、このような事業上の課題を解決するための投資資金を確保し、新たな事業創出の投資等のために機動的な資金調達を実行できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(注) 出典：株式会社電通「2020年 日本の広告費」

⑸ **企業集団の主要な事業内容**（2021年12月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社３社により構成されております。

当社グループは、インターネットを利活用して販売を促進し事業を拡大させたい地方及び中堅・中小企業に対して、ネットビジネス支援事業を展開しており、ネットビジネスにおける「デジタルマーケティング支援（インターネット広告販売代理等）」、「IT化支援（マーケティングを中心としたソフトウエアの開発・販売）」、「メディア支援（コンテンツマーケティングの提供等）」及び「DX支援（DXコンサルティング及び人材派遣・教育支援）」等の各種サービスを提供しております。

⑹ **企業集団の主要な営業所**（2021年12月31日現在）

① 当社

本社	東京都文京区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市北区
福岡営業所	福岡県福岡市中央区

② 子会社

ＳＯ Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ株式会社	東京都文京区
アンドデジタル株式会社	東京都文京区
メディアエンジン株式会社	東京都文京区

（注）アンドデジタル株式会社は、2021年７月１日付で株式会社グロウスギアより商号を変更しております。

⑺ **使用人の状況**（2021年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
415（57）名	40名増（15名増）

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使　用　人　数	前事業年度末比増減	平　均　年　齢	平均勤続年数
247（25）名	3名減（10名減）	31.6歳	4年5カ月

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2021年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	500百万円
三井住友信託銀行株式会社	450百万円
株式会社三井住友銀行	61百万円
株式会社日本政策金融公庫	29百万円

⑼ **剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針**

当社は、経営環境の変化や不測の事態に備えた財務基盤の安定や、人材・システムへの投資、新規事業の創出及びM＆A等のための成長資金の確保のため、利益を内部留保しつつ、その一部を株主の皆様に還元することを基本方針としております。

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2021年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　35,520,000株
② 発行済株式の総数　10,579,650株
③ 株主数　2,322名
④ 大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社デジタルホールディングス	5,914	55.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	919	8.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	679	6.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	440	4.2
Ｚホールディングス株式会社	351	3.3
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.381572	154	1.5
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	109	1.0
ＪＰモルガン証券株式会社	99	0.9
荻原猛	94	0.9
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE SEGREGATION ACC FOR THIRD PARTY	88	0.8

（注）1．発行済株式数の増加のうち、98,600株は譲渡制限付株式発行によるもので
あり、11,750株は新株予約権の行使によるものであります。
2．持株比率は自己株式（307株）を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	荻　原　　猛	ＣＧＯ
代表取締役社長	荒　波　　修	ＣＥＯ
取　締　役	半　田　晴　彦	ＣＦＯ
取　締　役	鉢　嶺　　登	株式会社デジタルホールディングス 代表取締役会長 ＵＴグループ株式会社 取締役 株式会社デジタルシフト 代表取締役会長
取　締　役	田　中　　洋	中央大学大学院戦略経営研究科 教授 一般社団法人デジタルシネアド・コンソーシアム 代表理事 事業構想大学院大学 客員教授 ビジネス・ブレークスルー大学院大学 客員教授 日本消費者行動研究学会 会長
取　締　役	渡　辺　千　賀	BSGP, Inc. プリンシパル EastMeetEast, Inc. 取締役
取　締　役	浜　辺　真　紀　子	浜辺真紀子事務所 代表 株式会社大塚商会 独立社外取締役
常勤監査役	中　島　拓　之	－
監　査　役	小　林　正　樹	株式会社イルカ 代表取締役 アウトデザイン株式会社 取締役
監　査　役	壽　原　友　樹	弁護士法人御堂筋法律事務所 弁護士
監　査　役	岡　部　友　紀	株式会社デジタルホールディングス 社外取締役監査等委員 株式会社デジタルシフト 監査役 Bonds Investment Group株式会社 監査役

（注）１．取締役田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、社外取締役であります。
２．社外取締役の浜辺真紀子氏の戸籍上の氏名は、安井真紀子氏であります。
３．監査役中島拓之氏及び監査役壽原友樹氏は、社外監査役であります。
４．監査役小林正樹氏は、過去に株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス）の経理・財務部門において業務に携わっており、会計及び財務に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役壽原友樹氏は、2021年12月31日をもって弁護士法人御堂筋法律事務所を退所されており、2022年１月１日より壽原総合法律事務所の弁護士に就任しております。
６．当社は、取締役田中洋氏、渡辺千賀氏、浜辺真紀子氏の３名、及び監査役中島拓之氏及び壽原友樹氏の２名を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等

a. 取締役報酬の決定方針について

当社は、当社取締役報酬に関する決定プロセスの透明性及び公正性を高めることを目的として、2021年２月18日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に関しては、あらかじめ決議する内容について、報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。なお、取締役候補者の選定プロセスの明確化、客観的かつ透明性の高い役員報酬決定の実現のために、2021年８月に報酬委員会を指名報酬委員会に移行しております。

当該方針の概要は以下のとおりであります。

(a) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責、過年度業績及びその貢献度を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

具体的には、代表取締役及び業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

(b) 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

(c) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等はありません。

非金銭報酬等は、持続的な成長と中長期な企業価値の向上への動機付け、及び株主との価値共有の強化を目的とした報酬として、代表取締役及び業務執行取締役に対し、株価条件付き株式報酬ストック・オプションその他の株式報酬を付与することとし、その内容及び額並びに支給する時期及び条件等については、当該目的に照らして適切な内容となるよう、環境の変化に応じ、指名報酬委員会の答申を踏まえ、定期的に見直しを行います。

(d) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

代表取締役及び業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の持続的な企業価値向上を図るインセンティブとして適切に機能する割合とし、当社の業績及びその貢献度、業界に対する知見・知名度や他社水準を踏まえ、役位、職責ごとの報酬水準について、独立社外役員を主たる構成員とする指名報酬委員会への諮問を行います。

当該指名報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会は、役位、職責ごとの報酬水準を決定し、委任を受けた代表取締役社長が、取締役会にて決定された報酬水準の範囲内で具体的な個別報酬を決定します。

(e) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、当該方針を踏まえて各取締役の役位、職責ごとの報酬水準を決定するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該報酬水準の範囲内で決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、指名報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

b. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長荒波修が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の担当事業の職責・業績等を踏まえた基本報酬の額であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、当該方針を踏まえて各取締役の役位、職責ごとの報酬水準を決定するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該報酬水準の範囲内で決定をしなければならないこととしており、当該手続を経て取締役個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			員　数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取　締　役 (うち社外取締役)	104,016 (15,000)	97,402 (15,000)	－ (－)	6,614 (－)	8 (3)
監　査　役 (うち社外監査役)	13,800 (10,800)	13,800 (10,800)	－ (－)	－ (－)	3 (2)
合　　計 (うち社外役員)	117,816 (25,800)	111,202 (25,800)	－ (－)	6,614 (－)	11 (5)

（注）１．上表には、2021年３月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、2018年３月28日開催の第９回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役分30,000千円以内、また使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。第９回定時株主総会終結時点の取締役の員数は８名（うち社外取締役２名）であります。
４．2021年3月23日開催の第12回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、新たに株式報酬型ストック・オプション（非金銭報酬等）として新株予約権を年額100,000千円以内の範囲で報酬等として発行することにつき、ご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（社外取締役を除く。）であります。当該ストック・オプションの内容及び交付状況は、「第13回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」の「１．新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
５．監査役の報酬限度額は、2019年３月26日開催の第10回定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。第10回定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名（うち社外監査役２名）であります。
６．上記の支給人員には、無報酬の取締役は含んでおりません。
７．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く。）から受けた役員報酬等はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

(a)取締役田中洋氏は、中央大学大学院戦略経営研究科教授、一般社団法人デジタルシネアド・コンソーシアム代表理事、事業構想大学院大学客員教授、ビジネス・ブレークスルー大学院大学客員教授及び日本消費者行動研究学会会長であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

(b)取締役渡辺千賀氏は、BSGP,Inc.プリンシパル及びEastMeetEast,Inc.取締役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

(c) 取締役浜辺真紀子氏は、ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）において、2000年３月から従業員として勤務をしておりましたが、2019年８月に同社を退職しております。なお、同社と当社との間に広告媒体仕入の取引関係があります。また、2021年３月26日付で、株式会社大塚商会の社外取締役に就任しておりますが、同社の業務執行者ではないこと及び同社と当社との取引の規模は軽微であり、影響はないものと判断いたしました。また、浜辺真紀子事務所代表に就任されておりますが、当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

(d)監査役壽原友樹氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所に所属する弁護士でありましたが、2021年12月31日をもって同事務所を退所されており、2022年１月１日より壽原総合法律事務所の弁護士に就任しております。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

会社における地位及び氏名	出席状況及び活動状況
取締役　田中　洋	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席しました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、マーケティングに関する専門的見地から、当社の主要事業であるインターネット広告関連事業に関する適切な助言・提言により、経営監督機能を十分に発揮しました。また、指名報酬員会委員長を務めました。
取締役　渡辺千賀	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席しました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、テクノロジー関連領域に関する専門的見地から、DX コンサルティング支援事業及び関する、助言・提言により、経営監督機能を十分に発揮しました。また、指名報酬委員会委員を務めました。
取締役　浜辺真紀子	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席しました。出席した取締役会において、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、コーポレート・ガバナンスを含むESGに関する専門的見地から、当社の中長期的な企業価値向上に関し助言・提言により、経営監督機能を十分に発揮しました。また、指名報酬委員会委員を務めました。
監査役　中島拓之	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関における監査役の経験に基づき、主に内部統制の構築・運用の観点から助言・提言を行うなど、監査機能を十分に発揮しました。また、指名報酬委員会委員を務めました。
監査役　壽原友樹	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会14回の全てに出席しました。出席した取締役会及び監査役会において、弁護士としての専門的見地に基づき、主に内部統制の構築・運用の観点から助言・提言を行っており、監査機能を十分に発揮しました。また、指名報酬委員会委員を務めました。

（注）取締役の渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、2021年３月23日開催の第12回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外取締役と異なります。
なお、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏の就任後の取締役会の開催回数は19回です。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,858,858	流動負債	3,459,291
現金及び預金	2,599,545	買掛金	2,498,266
受取手形及び売掛金	3,072,129	1年内返済予定の長期借入金	105,969
その他	190,022	未払金	182,901
貸倒引当金	△2,838	未払費用	269,693
固定資産	1,902,947	未払法人税等	47,033
有形固定資産	544,865	その他	355,427
建物	416,397	固定負債	1,081,447
工具、器具及び備品	128,468	長期借入金	935,261
無形固定資産	926,502	資産除去債務	143,670
ソフトウエア	659,235	その他	2,516
ソフトウエア仮勘定	101,408	負債合計	4,540,739
のれん	161,950	(純資産の部)	
その他	3,907	株主資本	3,191,812
投資その他の資産	431,579	資本金	681,401
投資有価証券	81,471	資本剰余金	640,281
敷金及び保証金	217,936	利益剰余金	1,870,998
繰延税金資産	55,639	自己株式	△868
その他	89,856	その他の包括利益累計額	223
貸倒引当金	△13,324	その他有価証券評価差額金	223
		非支配株主持分	17,006
		新株予約権	12,024
		純資産合計	3,221,066
資産合計	7,761,805	負債純資産合計	7,761,805

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		22,347,153
売上原価		18,015,812
売上総利益		4,331,341
販売費及び一般管理費		3,982,905
営業利益		348,436
営業外収益		
補助金収入	13,199	
助成金収入	3,772	
その他	2,620	19,592
営業外費用		
支払利息	2,545	
投資事業組合運用損	4,297	
株式交付費	2,849	
新株予約権発行費	2,583	
その他	406	12,683
経常利益		355,345
特別利益		
投資有価証券売却益	659	659
特別損失		
固定資産除却損	78,922	
公開買付関連費用	30,299	109,221
税金等調整前当期純利益		246,783
法人税、住民税及び事業税	100,857	
法人税等調整額	934	101,791
当期純利益		144,991
非支配株主に帰属する当期純利益		17,006
親会社株主に帰属する当期純利益		127,985

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,154,882	流動負債	3,257,082
現金及び預金	2,083,879	買掛金	2,478,722
売掛金	2,729,823	1年内返済予定の長期借入金	100,000
棚卸資産	4,111	未払金	118,750
前払費用	166,390	リース債務	955
その他	172,967	未払費用	260,419
貸倒引当金	△2,288	未払法人税等	28,287
固定資産	1,597,651	前受金	99,712
有形固定資産	519,272	預り金	62,333
建物	406,372	その他	107,900
工具、器具及び備品	112,900	固定負債	992,893
無形固定資産	60,136	長期借入金	850,000
ソフトウエア	58,571	資産除去債務	141,081
商標権	1,234	リース債務	1,811
商標権仮勘定	330	負債合計	4,249,976
のれん	0	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,018,242	株主資本	2,490,310
関係会社株式	447,813	資本金	681,401
敷金及び保証金	216,322	資本剰余金	646,900
関係会社長期貸付金	150,000	資本準備金	640,281
投資有価証券	81,471	その他資本剰余金	6,619
繰延税金資産	46,103	利益剰余金	1,162,876
長期前払費用	74,497	利益準備金	3,620
その他	15,303	その他利益剰余金	1,159,256
貸倒引当金	△13,269	繰越利益剰余金	1,159,256
		自己株式	△868
		評価・換算差額等	223
		その他有価証券評価差額金	223
		新株予約権	12,024
		純資産合計	2,502,557
資産合計	6,752,534	負債純資産合計	6,752,534

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2021年１月１日から
2021年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		20,409,703
売上原価		17,572,498
売上総利益		2,837,205
販売費及び一般管理費		2,719,436
営業利益		117,768
営業外収益		
受取利息	1,794	
補助金収入	7,201	
助成金収入	3,620	
その他	2,197	14,813
営業外費用		
支払利息	2.136	
株式交付費	2,849	
新株予約権発行費	2,583	
投資事業組合運用損	4,297	
貸倒引当金繰入額	1,691	
その他	406	13,965
経常利益		118,615
特別利益		
投資有価証券売却益	659	659
特別損失		
公開買付費用	30,299	30,299
税引前当期純利益		88,975
法人税、住民税及び事業税	44,576	
法人税等調整額	3,834	48,411
当期純利益		40,564

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

ソウルドアウト株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗　栖　孝　彰
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　比留間　郁　夫

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ソウルドアウト株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソウルドアウト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年２月14日

ソウルドアウト株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗　須　孝　彰
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　比留間　郁　夫

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ソウルドアウト株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年１月１日から2021年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年２月17日

ソウルドアウト株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）	中島　拓之	㊞
監査役	小林　正樹	㊞
監査役（社外監査役）	壽原　友樹	㊞
監査役	岡部　友紀	㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が、2022 年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、以下のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。

（2）変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（3）変更案第15条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（4）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（変更箇所は下線部分です。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第14条（条文省略）	第１条～第14条（現行どおり）
第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第15条（電子提供措置等） １．当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条～第41条（条文省略）	第16条～第41条（現行どおり）
（新設）	（附則） １．現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（７名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	荻原（おぎわら）　猛（たけし） （1973年８月24日生）	1998年４月　有限会社ブレイン　入社 2000年６月　株式会社オプト（現株式会社デジタルホールディングス）　入社 2010年１月　当社代表取締役社長 2013年11月　株式会社電通デジタル・ネットワークス取締役 2015年３月　株式会社テクロコ（現SO Technologies株式会社）取締役 2019年３月　当社代表取締役会長CGO（現任）	94,000株
2	荒波（あらなみ）　修（おさむ） （1971年２月12日生）	1993年４月　三洋証券株式会社　入社 1995年１月　デル株式会社　入社 1999年５月　日本ヒューレット・パッカード株式会社　入社 2003年11月　日本ラドウェア株式会社　入社 2006年11月　日本CA株式会社　入社 2007年１月　オーバーチュア株式会社　入社 2008年４月　ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）　入社 2013年４月　同社執行役員 2016年４月　株式会社GYAO代表取締役社長 2018年３月　当社取締役COO 株式会社テクロコ（現SO Technologies株式会社）取締役 株式会社グロウスギア（現アンドデジタル株式会社）取締役 2019年３月　当社代表取締役社長CEO（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	半田晴彦（はんだはるひこ） (1972年11月1日生)	2000年５月　日本マイクロソフト株式会社　入社 2006年４月　株式会社ユビキタス（現株式会社ユビキタスAIコーポレーション）入社 2011年６月　同社取締役 2013年９月　ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）　入社 2018年５月　当社執行役員 2019年２月　株式会社テクロコ（現SO Technologies株式会社）　取締役 2019年３月　当社取締役CFO（現任） 株式会社グロウスギア（現アンドデジタル株式会社）　取締役	－
4	田中洋（たなかひろし） (1951年12月23日生)	1975年４月　株式会社電通　入社 1996年４月　城西大学経済学部　助教授 1998年４月　法政大学経営学部　教授 2003年４月　コロンビア大学大学院ビジネススクール　客員研究員 2008年４月　中央大学大学院戦略経営研究科教授（現任） 2012年11月　日本マーケティング学会　副会長 2016年３月　当社取締役（現任） 2017年４月　日本マーケティング学会　会長 2018年４月　一般社団法人デジタルシネアド・コンソーシアム　代表理事（現任） 2019年４月　事業構想大学院大学　客員教授（現任） ビジネス・ブレークスルー大学院大学　客員教授（現任） 日本マーケティング学会　副会長 2020年４月　日本消費者行動研究学会　会長（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	渡辺 千賀（わたなべ ちか） (1967年3月29日生)	1990年４月　三菱商事株式会社　入社 1999年４月　マッキンゼー・アンド・カンパニー　入社 2000年１月　株式会社ネオテニー　入社 2000年10月　BSGP, Inc.　プリンシパル（現任） 2009年４月　Naan Studio, Inc.　入社 2020年４月　EastMeetEast, Inc.　取締役（現任） 2021年３月　当社取締役（現任）	－
6	浜辺 真紀子（はまべ まきこ） (1964年8月28日生)	1988年４月　チリ中央銀行東京事務所（チリ大使館財務部）　入所 1992年９月　JPモルガン証券（現JPモルガン証券株式会社）東京支店　入社 1995年４月　スペイン・カタルーニャ州政府 産業貿易省 企業情報局 東京事務所　入所 1998年６月　トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズ　入社 2000年３月　ヤフー株式会社（現Zホールディングス株式会社）　入社 2009年４月　同社IR室長 2014年４月　同社SR（ステークホルダー・リレーションズ）　本部長 2018年４月　同社　社長室長兼コーポレートエバンジェリスト 2019年９月　ディップ株式会社執行役員　経営管理本部　コーポレートコミュニケーション　統括部長 2021年２月　浜辺真紀子事務所　代表（現任） 2021年３月　当社取締役（現任） 株式会社大塚商会　社外取締役（現任）	1,000株

（注）１．社外取締役候補者の浜辺真紀子氏の戸籍上の氏名は、安井真紀子氏であります。
２．田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、社外取締役候補者であります。

３．田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。

①田中洋氏を社外取締役候補者とした理由は、日本マーケティング学会の会長等の要職を歴任し、マーケティングに関する専門的な知見を有していることから、当社の主要事業であるデジタルマーケティング支援サービスに関する助言・提言を通じ、その知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員長として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

②渡辺千賀氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたりコンサルティング業務に従事しており、主にテクノロジー関連領域に精通していることから、DXコンサルティング支援事業の拡大を目指す当社においては、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。同氏が選任された場合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

③浜辺真紀子氏を社外取締役候補者とした理由は、経営と株式市場を結ぶIR等の要職を歴任し、コーポレート・ガバナンスを含むESGにも深い知見を有することから、中長期的な企業価値向上を目指す当社においては、その豊富な経験と専門的な知見が当社経営に最大限活かされると考えたためであります。同氏が選任された場18.75合は、指名報酬委員として当社の役員候補者の選任や役員報酬等の決定に際し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。

４．田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、現在、当社の社外取締役でありますがが、３名の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中洋氏が６年、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏が１年となります。

５．当社は、社外取締役田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３名の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

６．当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものであります。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しており、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

７．田中洋氏、渡辺千賀氏及び浜辺真紀子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、３名の再任が承認された場合には、引き続き、独立役員とする予定であります。

以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区神田駿河台四丁目６番地
御茶ノ水ソラシティ
カンファレンスセンター１階　RoomC
TEL 03－6206－4855

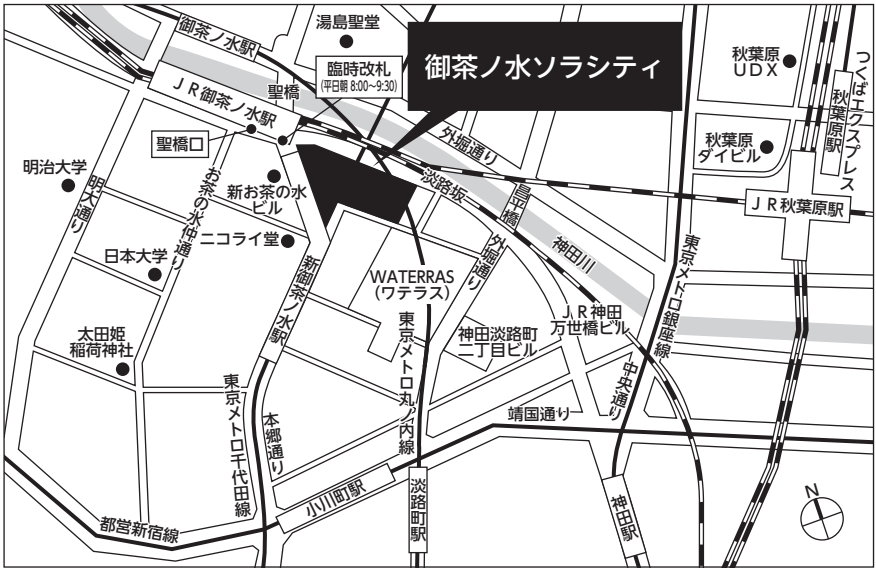

交通　ＪＲ中央線・総武線「御茶ノ水」駅　聖橋口より　徒歩１分
東京メトロ千代田線「新御茶ノ水」駅　Ｂ２出口より　徒歩２分
東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水」駅　出口１より　徒歩４分
都営新宿線「小川町」駅　Ｂ３出口より　徒歩６分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。